

学外講師による講演会等に係る謝礼金の基準について

基準適用日：2011年5月10日

区分	ランク	摘 要	1時間当たりの支払限度額 (手取り額)	備 考
一般基準	A	大学教授、弁護士、公認会計士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者、民間企業社長・役員、官公庁部長級	20,000円	本表は、単価の上限を定めたものであり、当該事業を所管する部署の長は、学外講師の経歴等をもとに、摘要欄の基準に照らし合わせて限度額の範囲内で単価を決定するものとする。
	B	大学准教授、短期大学教授、民間専門研究者、民間企業部局長・課長、官公庁課長級、小・中・高校校長	14,000円	
	C	AおよびBランク以外の者	7,000円	
特別基準		一般基準による額では不相当であると認められる者、またはその額では講演等を依頼することが著しく困難であると認められる者	適当または必要と認められる額	

<注> 講演等の時間数に端数が生じる場合には次のとおりとする。
 (1) 30分以下の端数が生じる場合は、1時間当たりの半額とする。
 (2) 30分超1時間未満の端数が生じる場合は、1時間の額とする。

※学外講師の旅費等に係る源泉徴収について(2010年12月17日付で財務課から通知あり)

従来、学外講師に支払う旅費については、源泉徴収していなかったが、所得税基本通達に基づき、源泉徴収するよう所轄税務署から指導があった。

科研費取扱分についても、外国送金の報酬およびそれに伴う旅費は源泉徴収するよう指導があった。

ただし、学園が直接交通機関や宿泊施設に払い込んだ場合や、外部講師から領収書の提出がある場合においては、源泉徴収の必要はない。

(ここでいう領収書とは、本人署名・押印のものではなく、交通機関や宿泊施設が発行したものをいう)

源泉徴収する場合の旅費の勘定科目について、従来の「旅費交通費支出」から「報酬・委託・手数料」に変更する。